

被災された皆さまへ

心よりお見舞い申し上げます。

このお知らせを切り取って「保存」したり、「見やすい場所に貼る」などして、周りの方にもお伝えください。

命と健康を守るため、 2次避難を呼びかけています。

自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、被災地の避難所等からホテル・旅館等の2次避難所等への被災者の移動を支援します。

2次避難をされている皆さまに対しても、被災地の避難所に避難されている方と同様に、衣・食・住の提供などが行われます。

運転免許証の有効期間が 令和6年6月30日まで 延長されます。

令和6年能登半島地震により被災された方々を対象に、運転免許証の有効期間が延長されます。

また、被災により運転免許証を紛失された場合は、運転免許証の再交付申請を行うことができます。

詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。

土地・建物の権利証を 紛失しても権利を失うことは ありません。

土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失しても「土地・建物の所有権などの権利」を失うことはありません。ご不明な点がございましたら、お近くの法務局にご相談ください。

境界標(コンクリート杭や金属釘など)は、土地の境界を特定するために役立つものです。復旧作業を行う際は、可能な限り境界標を保存するようにしてください。

各種手続きに「罹災証明書」が 必要となる場合があります。

「罹災証明書」は、地震による家屋の被害の程度などを証明するものです。被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求などに必要となる場合があります。

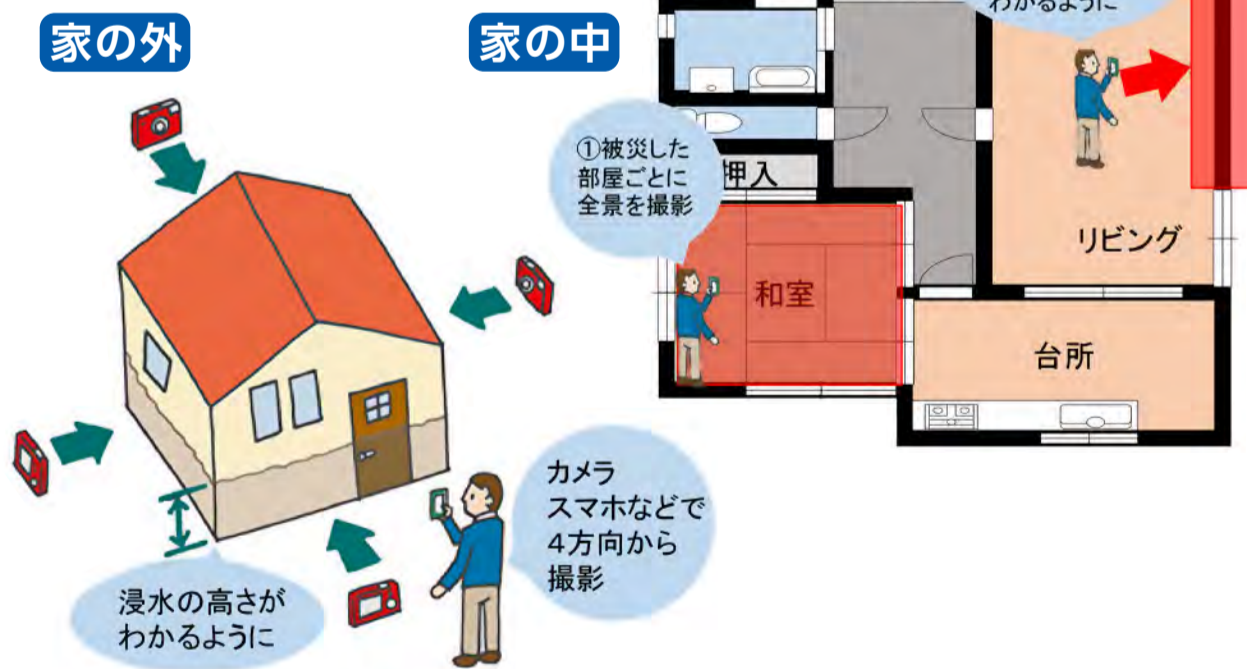
- 発行窓口は、各市町村です。
- 被害状況の写真が調査に役立つ場合があります。
- 自治体によってはオンライン申請も可能です。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

※証明書の発行に時間がかかる場合があります。

被害状況を写真で記録する

- 家の被害状況を写真に撮っておきましょう。
- 罹災証明書を取得して支援を受ける際や、損害保険を請求する際などに役立ちます。

写真の撮り方のポイント



首相官邸ホームページでは、令和6年能登半島地震被災者の皆さまへ被災者支援情報をお伝えしています。



この内容は政府広報オンラインにも掲載しています。

お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいたしますよう、お願いいたします。